

議案第45号 損害賠償の額の決定について

資料1-1 事故概要報告書

【事故発生日時】

令和2年10月22日（木）午後7時30分頃

【事故発生場所】

宝塚市山本台3丁目140番1地先（市道1430号線）

【事故発生状況】

令和2年10月22日午後7時30分頃、市道1430号線を西に向かって走行していた配送中の普通貨物自動車が現場付近に差しかかった際、前方市道上の左路肩側に街路樹（桜）を認めたため、それを避けるべく右寄りに進路を取り進行したところ、街路樹の幹が走行帯の上空に向かって張り出していたため、同車両の荷台部分が当該街路樹の幹に衝突し、車体が損傷した。

令和2年10月29日に事故車両の管理者より業務中に市道上で街路樹に衝突し、車両を損傷したとの連絡があった。これを受け、事故現場の確認を行ったところ、車両と衝突した樹木には衝突痕が認められた。その衝突痕の位置から車両と衝突したのは、地上高約2.7メートル、進行方向右側路肩からの横断距離は約2メートルの位置で衝突したことを確認した。その後、事故発生状況の聞き取りと事故車両の損傷状況を確認する必要があると判断したため、再度、車両の管理者に連絡を取り、本件事故について市に損害賠償を求めるか確認したところ、本件事故は市道上の街路樹の管理不備による事故であり、当日通行していた配送車両は、荷台の高さが2.8メートルの車両であったため、本来であれば、安全に通行できて然るべきである。また、現場付近に障害物あり等、高さ制限を示す注意看板も設置されていなかったことから、管理者にて損害賠償対応願いたいとの申し入れがあった。

【被害状況】

荷台左上部前方から後方にわたる範囲の外装損傷。

【市の管理瑕疵】

街路樹の管理不備（建築限界内越境樹木の放置）

【対応経過】

- R2.10.29 被害車両の管理者より「10月22日19:30頃道路上で事故に遭った」との通報あり。
同日中に道路管理課職員が現地確認、街路樹による通行支障状況を確認。
- R2.11.2 道路管理課職員による被害車両管理者への聞き取りを行う。
事故発生状況および事故車両の損傷状況を確認。
- R2.11.4 聞き取りおよび確認内容より事故報告書を作成し、道路賠償責任保険主幹保険会社である損保ジャパン(株)に報告書を提出し、本件事故の見解を求める。
- R2.11.12 相手方よりメールにて修理見積書の提出あり、損保ジャパン(株)に同日転送。
- R2.11.13 損保ジャパン(株)よりアジャスター派遣のため、修理工場への入庫日時の確認指示あり。
- R2.11.24 相手方より高さ制限の注意看板が事故現場の前後になく、事故当時の現場の視認状況についても街路灯の光が街路樹の枝葉により遮られており、障害物が視認し得ない状況であったため、ドライブレコーダーの映像を確認してもらったうえで過失割合について検討願いたいとの電話連絡あり。

上記連絡を受け、損保ジャパン(株)に対応について相談したところ、相手方にドライブレコーダーの映像データの提出を求める指示があり、折り返し、相手方に電話連絡し、ドライブレコーダーのデータ提出を要請。

- R2.11.25 相手方よりドライブレコーダーのデータ提出あり。
- R2.11.26 損保ジャパン(株)宛てドライブレコーダーデータ (CD-R) 送付
- R2.11.30 損保ジャパン(株)よりドライブレコーダー映像確認の連絡あり、この際、相手方が考える本件事故における市の過失割合について確認するよう指示を受ける。上記指示を受け、相手方に電話連絡し、相手方が考える市の過失割合について確認したところ、休車補償等車両の修理費以外の賠償は求めないので、車両修理費の9割を賠償願いたいとの見解を示された。終話後、相手方の意向を損保ジャパン(株)に電話連絡し、対応可否について検討を依頼。
- R2.12.2 損保ジャパン(株)より相手方の見解に対する回答あり。社内検討の結果、相手方の申し出に応じ、車両修理費の9割を引き受けるとの回答があった。上記回答を受け、相手方に検討結果を電話連絡し、アジャスター派遣の日程調整と今後の事務手続きについて説明を行った。
- R2.12.4 相手方よりアジャスター派遣について連絡あり、修理工場入庫は決済完了後になるとのことで、現在車両のある営業所に修理工場の職員を派遣してもらいたい旨申し出あり。とりあえず、社内で立会可能日時を調整のうえ改めて連絡願う。
上記電話後、損保ジャパン(株)に相手方からの申し出を伝えたところ、雨等天候により現車の確認に影響がない場所であれば可能との回答を得た。
- R2.12.7 相手方よりアジャスター対応の為、修理工場職員の営業所への派遣可能日について連絡あり。12/11(金)、12/14(月)、12/17(木)、12/18(金)のいずれかの日で各日とも14:00から15:30に車両が営業所に帰ってくるのでこの時間帯に合わせてアジャスターの派遣日時を調整願いたいとのこと。
上記連絡を受け、損保ジャパン(株)にアジャスター派遣日程の調整を要請。
- R2.12.8 損保ジャパン(株)よりアジャスター派遣日程について連絡あり。12/11(金)14:00~15:30で派遣調整済みとのこと。ただし、通常は、先行協定(修理作業を行わずに修理金額を協定すること)は難しいとの見解を示された。
上記連絡を受け、相手方に連絡をし、12/11(金)14:00~15:30にアジャスター派遣する旨伝え、了解された。また、事前にアジャスターより確認の連絡が入る旨伝えたと、対象車両の営業所帰社予定時刻の調整もあるので車両管理者に連絡願いたい旨申し出あり。
折り返し、損保ジャパン(株)に連絡し、事前連絡を車両管理者に入れてもらうよう伝えて了解を得た。
- R2.12.14 12/11のアジャスターによる査定の結果、損害額について事前協定できた旨損保ジャパン(株)より連絡あり、今週中に協定書の写しを送付すること。
- R2.12.15 相手方より示談書締結について問い合わせあり。社内都合により示談書締結だけでも年内に先行して行うことはできないとのこと。これに対し、昨日保険会社より損害額の協定ができたとの報告を受けており、協定書の写しが届き次第、示談締結の事務手続きを進めるので何とか年内には示談締結をお願いしたいと伝えた。
- R2.12.23 営業所にて示談書持参のうえ締結を依頼。
- R3.1.12 示談書締結。
- R3.1/25 現時点の現場対応状況については、事故原因となった街路樹の伐採について地元自治会からの同意は得られており、今後、伐採と合わせて通行帯として供用するための工事を進める予定。